

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	ユーキ産業株式会社	代表者氏名	青木 祥浩
主たる営業所の所在地	豊橋市明海町5番地の9		
許可番号	愛知県知事許可（特-23）第47190号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、機、水

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成27年8月17日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、従業員に速やかに周知徹底すること。 (2) 事業所内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 従業員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成25年5月8日、千葉県木更津市内の鶏舎改造・集卵場・堆肥舎新築工事現場において、派遣労働者をして、地上307センチメートルの高床式開放鶏舎の通路においてケージ架台の解体作業に従事させるにあたり、同箇所からの墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある作業場所であったが、作業の性質上、同所に囲い・手すり等を設けることは困難であったから、労働者に安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じなければならないのに、その措置を講じず、もって労働者が墜落するおそれがある場所に係る危険を防止するための措置を講じなかったものである。当該違反行為の結果、解体作業中の労働者が墜落し、休業見込み6ヶ月の負傷をおった。 このことが、労働安全衛生法に違反し、木更津簡易裁判所より、法人及び役員がそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			
千葉労働局からの通報			